

飯田市環境保全条例の改正概要について

水道環境部 環境課

1 飯田市環境保全条例の改正の概要

家電製品をはじめとする使用済物品等の屋外堆積場について、地域住民等から土壌浸透や水質汚濁など環境汚染を懸念する声が寄せられています。

この改正条例は、屋外堆積等をする場合の届出（最大 60 日間の着手制限付）を義務化し、地元の地域協議会会長及び市長の要請した場合において、届出者により地域住民等への説明会を開催すること、また市長による勧告に従わない場合の公表や事故時の措置命令に従わない場合の罰金その他の規定を追加することで、屋外堆積場による環境汚染を防止し、事業者と地域住民等の相互理解を図り、及び地域住民等の不安の解消を目指すものです。

2 用語の意義

- (1) 使用済物品等...事業活動又は家庭生活において使用される物品で、使用済みのもの又は使用されることなく不要とされたものであり、かつ、再資源化その他の方法による再利用のために収集されたものをいいます。ただし、廃棄物、木くずチップ、その他規則に定めるもの（農林漁業を営むためのもの、土石類、木材及び竹材）を除きます。
廃棄物ではない /
- (2) 屋外堆積場 ...事業活動に伴い、屋外に使用済物品等を現に堆積している場所又は堆積する予定の場所（飯田市の区域内にあり、通路その他の屋外において使用済物品等の集荷、選別又は出荷の用に供する場所を含みます。）であって、面積が 300 m²（同一の者が市内において複数有している場合は、合計の面積）を超え、又は高さが 3 m を超える状態が 3 日を超えて継続するものをいいます。
屋根等がない / 雨ざらしである
- (3) 屋外堆積事業者...屋外堆積等を行う事業者をいいます。
- (4) 屋外堆積等 ...屋外堆積場における使用済物品等の堆積、集荷、選別又は出荷をいいます。

3 屋外堆積場の届出と着手制限

- (1) 該当事由 ... 屋外堆積事業者が屋外堆積等を行う時は市長へ届出します。
- (2) 届出事項 ... 屋外堆積事業者の氏名及び住所、屋外堆積場の名称、所在地及び土地所有者名、使用済物品等の種類、作業の種類及び方法、最大堆積時の縦及び横の長さ並びに高さ、開始日及び終了日、現場責任者の氏名及び連絡先、屋外堆積事業者が有する許可、認可等の名称、土地について有する権原の種類、所有者名、場所を特定する図面、排水経路、下記 4 の基準に適合するよう講ずる措置の内容及び時期などです。（施行規則に規定）
- (3) 変更届出等...届出内容の変更、屋外堆積等終了又は屋外堆積場非該当の場合も届出が必要です。
- (4) 着手制限 ... 市長が届出を受け付けた日から 60 日を経過するまで着手できません。ただし、市長が適当と認めるときは、期間を短縮することができます。
*** 現事業者には、条例施行後の経過措置が適用されます。**

4 基準及び指導等

屋外堆積事業者に対して、以下のとおり規則で定める指導の基準などに基づき、立入検査等、指導、勧告及び報告徴収を行います。

- (1) 囲い等屋外堆積場には部外者の立入りを防ぐための囲いをし、出入口の施錠等を行うこと。
- (2) 掲示板設置...出入口等の見やすい場所に屋外堆積場名、事業者氏名、住所、連絡先、屋外堆積等をする使用済物品等の種類を掲示すること。
- (3) 積上高さ ...廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の規定に準ずること。
- (4) 遮蔽物設置...落下、崩落、衝突等による騒音の発生を防止する必要がある場合は、遮蔽物等を設置すること。
- (5) 飛散防止等...使用済物品等の飛散及び作業に伴う粉塵等の発生防止を措置すること。
- (6) 汚染防止 ...屋外堆積等をする使用済物品等に有害物質や油等を含むものがあれば、その部分の底面を不浸透性の材料で覆い、排水溝等を設けること。
- (7) 住民等配慮...地域住民等の環境保全に関する意見に配慮して屋外堆積等を行うこと。

5 地域協議会会長への通知と説明会の開催および報告

- (1) 地元へ通知...届出があったことを地元地域協議会会長へ通知します。
- (2) 会長の意見...地域協議会会長は上記の通知に関する行為について、環境保全の見地から市長に意見を述べるすることができます。
- (3) 市長へ申出...地域協議会会長は地域住民等の意見を聞く必要があると認めるときは、説明会の開催を市長へ申し出ます。
- (4) 市の要請 ...市長は、次に掲げる場合に、届出者に対して説明会の開催を要請します。
 - ア (3)の申出があり、かつ、市長が説明会の開催が必要であると認める場合
 - イ (3)の申出がないが、市長が特に説明会の開催が必要であると認める場合
- (5) 地域住民等の範囲...次のとおりとします。
 - ア (4)アに掲げる場合 地域協議会会長、届出者及び市長が協議して決定
 - イ (4)イに掲げる場合 届出者及び市長が協議して決定
- (6) 開催期限 ...届出者は、要請後 2 週間以内に説明会を開催する。正当な理由なく開催しない場合は市長が命令します。
- (7) 報告期限 ...届出者は、説明会開催後 2 週間以内に開催状況を報告します。
- (8) その他(1)から(7)までに掲げる事項は、変更、屋外堆積等終了又は屋外堆積場非該当となる届出についても同様とします。

6 事故時の措置

- (1) 市長報告 ...屋外堆積等に起因する事故が発生し、周囲の環境が損なわれ、公害が発生し、又はそのおそれがある場合は、直ちに市長に報告します。
- (2) 拡大等防止...(1)の場合に、屋外堆積事業者は、直ちに事故による被害発生及び拡大を防止するための必要な措置を講じなければなりません。
- (3) 措置命令 ...市長は、必要な措置が行われていないと認めるときは、屋外堆積事業者に対し措置を講じるよう命ずることができます。

7 公表

条例第 6 条の規定に基づく環境保全のための勧告に従わなかったものを公表します。

- (1) 意見聴取 ...公表について飯田市環境審議会の意見を聴きます。
- (2) 弁明機会 ...公表を行う場合には、当該公表を行うものに対し、弁明の機会を与えます。
- (3) 公表内容 ...従わなかったものの氏名、住所（法人等にあつては名称、代表者、所在地）、勧告の内容です。

8 罰則

- (1) 次の各号の一に該当する屋外堆積事業者を **6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金**に処します。
 - ア 報告義務違反...事故時に市長報告を行わず、又は虚偽の報告をした者
 - イ 措置命令違反...正当な理由なく事故時の措置命令に従わなかった者
- (2) 次の各号の一に該当する屋外堆積事業者を **30 万円以下の罰金**に処します。
 - ア 届出違反 3 による屋外堆積場の届出に関して、虚偽の届出をした者
 - イ 着手制限違反... 3 による屋外堆積場の届出に関して、無届出で又は届出後着手制限期間内に着手した者

9 附則

この条例は、平成 24 年 1 月 1 日から施行します。既存の屋外堆積事業者については、経過措置として平成 24 年 4 月 1 日までに届出した場合は着手制限が適用されませんが、以降にする届出については全てに適用されます。